

4月9日(日)は

埼玉県議会議員一般選挙の投票日です



問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

朝霞市で投票できる方

日本国民で、平成17年4月10日までに生まれた方で、登録基準日(3月30日)現在、朝霞市に転入届をした日から3か月以上、引き続き投票日まで居住している方です。

投票所入場券を世帯ごとに郵送します

- (1) 封書1通に世帯員5人までの入場券が同封してあります。
- (2) 投票するときは、同封の入場券を各自お持ちいただき、投票所にお越しください。
- (3) 入場券が届かない・紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。入場券は、告示日前後に発送します。

開票は即日開票です

日時／4月9日(日) 午後9時～ 会場／総合体育館 サブアリーナ
参観人／定員50人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

選挙公報は各ご家庭に配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、各ご家庭に配布します。

次の方法で投票できます

点字投票・代理投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、ご自身で候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票

投票は、投票日に投票所であることを原則としています。しかし、選挙期日(投票日当日)に、仕事や用事などの理由で、投票所に行くことができないこともあります。その場合は、市役所・朝霞台出張所で実施する、**期日前投票**をご利用ください。

不在者投票

選挙期日(投票日当日)に進学や出張、旅行などで遠方に滞在している場合は、**不在者投票**ができます。

(1) 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

ほかの市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙を請求することができます。

なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

(2) 指定された施設(病院または老人ホーム等)で行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 郵便等で行う方法

郵便等による不在者投票が認められているのは、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っていて、一定の障害のある方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方です。

事前に申請いただき、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。手続き等の詳細は、お問い合わせください。